

大阪市規則第39号

扶養手当支給規則の一部を改正する規則

扶養手当支給規則（昭和47年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(認定) 第4条 [略] 2 総務局長は、被扶養者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その者を扶養親族として認定することはできない。 〔1〕 略 (2) <u>年額1,300,000円以上(18歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)にあっては、年額1,500,000円以上</u> の所得がある者 〔3〕 略 〔3 略〕	(認定) 第4条 [同左] 2 [同左] 〔1〕 同左 (2) 年額1,300,000円 <u>程度以上</u> の所得がある者 〔3〕 同左 〔3 同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。